

春日市子ども読書活動推進計画

平成 21 年 10 月

春 日 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	子どもの読書活動の現状	
2	年齢に応じた読書活動の特性	
第2章	読書調査にみる春日市における子どもの読書活動の現状	5
1	小学生・中学生	
2	乳幼児	
第3章	春日市子ども読書推進計画の基本的な考えかた	18
1	春日市子ども読書活動推進計画の意義	
2	計画の目的	
3	計画の位置づけ	
4	計画の対象	
5	計画の期間	
6	計画の推進にむけて	
第4章	推進のための取り組みと目標	22
1	家庭	
2	保育所(園)・幼稚園	
3	学校	
4	地域	
5	図書館	
6	各施設における取り組み一覧	
資料編		35
	〔1〕子どもの読書活動の推進に関する法律	
	〔2〕子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔抜粋〕	
	第二次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画〔抜粋〕	
	〔3〕福岡県子ども読書推進計画〔抜粋〕	
	〔4〕春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会設置要綱	
	〔5〕春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会委員名簿	
	〔6〕春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会開催経過	

第1章 計画策定にあたって

1 子どもの読書活動の現状

インターネットや携帯電話などによる情報ネットワークの発達によって、私たちは、文字の情報だけでなく、音声や画像などさまざまな種類の情報も、日常生活に欠かせないものとして接し、容易にやり取りできるようになっています。このことは大人だけでなく子どもの生活環境にも大きな変化をもたらしており、それが読書離れの原因のひとつになっているといわれてきました。

子どもの読書離れについては、言葉の乱れやコミュニケーション力の低下などの原因として語られることが多く、1990年代から大きな社会問題になっています。情報メディアの普及によって人と人の直接的な対話の機会が少なくなっていることに加え、地域社会や家族、親子の間でさえもコミュニケーションの不足が指摘されている今日、日常生活の中で読書に費やす時間が相対的に少なくなっていることが、子どもたちの想像力や表現力の発達に深刻な影響を及ぼしているのではないかと懸念されています。

実際の読書状況についてみると、ここ数年は一定の変化の兆候もあらわれています。「読書世論調査」(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)によれば、1ヶ月間の平均読書冊数は、小学生は1980年代の6.2冊、1990年代の6.5冊に比べて2000年代は8.2冊に増加しており、2008年度調査では11.4冊になりました。また中学生、高校生についても、1980年代、1990年代に比べて2000年以降は増加傾向に転じ、2008年度調査では、中学生3.9冊、高校生1.5冊になっています。

しかし、1ヶ月間に本を1冊も読まなかった「不読者」の割合についてみると、1997・98年頃をピークに減少の傾向を示していますが、年により上下をくり返しており、2008年度調査でも、小学生5%、中学生14.7%、高校生51.5%と、依然として高い値になっています。

平均読書冊数が増加した背景には、1990年代後半から全国的に広がった学校での「朝の読書」の効果が大きいと考えられます。このような改善の傾向を維持するためにも、今後の取り組みの継続が望まれます。一方、不読者の減少が進まないことからみれば、まだ、すべての子どもたちが読書を日常的な習慣とするまでに至っているわけではなく、それができるような読書環境が整っていないことがうかがわれます。

時代が変わっても本の大切さは変わりません。変わっていく社会の中で力強く生きていく力を身につけるためにも、読書という営みは欠くことのできないものです。子どもの読書離れを食い止めるための取り組みをすすめ、すべての子どもたちが読書の楽しさを味わえるように周囲の環境を整えることは、子どもたちを見守る大人の責務であるといえます。

2 年齢に応じた読書活動の特性

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(2002年8月 国会報告)第1章に、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」とあるように、子どもの読書活動は、幼児教育・学校教育のみならず生涯学習の視点からも重要視されるべきものです。

読書に対する興味や能力は心身の発達段階や発達課題と密接に関係しているといわれていますが、子どもの読書活動について考えるための基礎として、年齢ごとの発達段階と、それぞれの時期に応じた読書の特性について、以下のようにとらえることができます。

(* 1)

(1) 乳児期

子どもが自己を形成し、健やかに発達していくためには、大人とのコミュニケーションが不可欠です。子どもは母親の胎内にいるときから外の音を聞いているといわれていますが、特に母親の声に対しては、生まれてからも敏感に反応し、母親が話しかけることばに身ぶりで応答します。周囲の大人からの愛情のこもった語りかけが、子どものことばを育て、それが絵本に対する興味につながります。また、子どもをあやすためにわらべうたや童謡をうたうことも有効です。わらべうたがことばの感覚を育てるだけでなく、歌いながら親子いっしょに遊ぶことが、家庭で絵本を読むときの基礎になります。

ことばを獲得する以前の子どもは、本や絵本そのものにはまだ興味はなく、絵本を読んでいる大人の声や表情に対して反応します。大好きな大人が話しかけてくれる言葉をからだ全体で受けとめて、絵をじっと見つめて絵本を楽しんでいます。そして自らも声を発してコミュニケーションを図ろうとします。(* 2)

1歳を過ぎると、もののイメージとことばが結びつき始めます。ことばの意味がわかりはじめた子どもたちは、絵本が好きになり、読み聞かせをとて楽しむようになります。絵本の読み聞かせなどを通じた豊かなコミュニケーションの体験が、子どもの心とことばを育て、人間への信頼感を築きます。

(2) 幼児期

2歳から3歳頃は、基本的な生活習慣や決まりごとなどを身につけていく時期です。また、その一方で、この世の中のすべての事象がことばによって表されていることを理解する時期でもあり、実際にはない虚構の世界も、ことばを通して理解できるようになります。自分の思いをことばにして伝える力が育つのもこの頃です。(* 3)

文字の存在を意識して、絵本に対しても興味をもっていますが、自分自身での読書には至らないので、読書能力としては「前読書期」という段階にあたります。「子守り話」といわれる、その場で即座に話されるような短い話や、とんち話、ほら話などに興味をもちます。この時期は、絵本をたくさん読んでもらうことで、その内容と自分の経験とを結びつ

けたり、想像を巡らせたりする楽しみを十分に味わうことが大切です。このことによって、想像力が豊かになり、ことばに対する感覚が養われます。

4歳を過ぎると、やんちゃをしたり、だだをこねたりして、叱られながら自我を形成していく「第一反抗期」の段階になります。思考機能が発達して、話しことばにも修飾語や接続詞などを巧みに使えるようになり、「なぜ?」、「どうして?」と盛んに質問を發します。なぞなぞなどの言葉遊びが好きになるのもこの時期です。

読み聞かせをせがむ一方で、今まで読んでもらっていた本を自分で読もうとするようになります。ことばからイメージを描くことができるようになるので、物語の主人公と一体になって冒険するような幼年童話や昔話も十分に楽しむことができます。文字が読めるようになって文字からその内容をくみ取る力はまだ弱いので、周囲のおとなが読み聞かせによって、できるだけ多くの絵本を子どもたちに届けることが必要です。

(3) 小学生

小学校1・2年生の時期は、生活環境が家庭から学校に広がって、大人社会の道徳や常識を身につける頃でもあり、一方、想像力を伸ばして現実以外の状況に自分を置いてみるのを好む「想像生活期」でもあります。幼児期に親しんだ素朴な物語から、本格的な民話や昔話など、より高度な想像力を必要とする物語を好むようになります。自分でもすこしずつ本を読めるようになるので、読書する習慣が身につきはじめますが、それまでにひきつづき、読み聞かせてもらったり、大人といっしょに読んだりして、本を読むことを楽しむことが大切です。

3・4年生になると、社会生活の基礎となるさまざまな知識や技術を身につけていく「知識生活期」になります。読書の興味も創作童話や空想物語などの童話を好むようになり、読書力も充実して、多読の傾向が現れます。この時期にはさまざまなジャンルに興味を広げて、幅広く読書するようになることが大切です。

高学年になると、生活体験も豊かになり、自分の目的に合った本を適切に選択できるようになります。文章によって読む速度を調整したり、内容を評価して鑑賞したりすることもできるようになります。友達との仲間付き合いを通じて集団生活のルールや役割分担などを身につける「徒党期」にあたるこの時期には、徐々に昔話の世界から抜け出して、現実性の強い物語や、推理もの、スポーツもの、科学ものなどの物語に興味をもち始めます。また、自分と周囲の社会との関係がみえてくるので、家庭や学校などを舞台にした、現実的な物語がおもしろくなってきます。読書を通じて自分の考えを広げたり深めたりすることが求められる時期といえます。

(4) 中学生・高校生など

性に目覚め、自立を意識するこの頃は、読書能力は多読期を過ぎて成熟期をむかえます。読書による共感を求めて、それに適した本を選択します。多読の傾向は減少して、共感したり感動したりする本に出会うと、何度も読むようになります。物語に加えて、歴史小説、伝記、ノンフィクション、恋愛小説などにも親しみます。この時期の充実した読書体験が、

読書習慣の確立を促し、考える力を養って、人生を豊かなものにします。

また、情緒的な動揺を生じやすいこの頃には、それをコントロールして自我を安定させて、現実の社会の中で生きていく心構えをつくるのが課題となります。小説に加え詩や演劇などにも趣味が広がって、文学に傾倒することがありますが、人生の真実や内面の心理的葛藤などを描いた文学作品に興味をもつことは、このような課題に対応しています。読書能力は、目的に応じて適切なものを選び適切な技術によって読むことができる成熟した読書人としての水準に達します。

高校生の終わり頃には、主観的な感情ではなく客観的な知性に基づいて行動するようになります。理想を追求する傾向が著しくなり、現実と理想との矛盾をいかに解決するかが課題となります。そこで、宗教、思想、哲学などに興味を持って一時的に読書離れをすることもありますが、それを過ぎれば、いっそう充実した読書生活を送れるようになります。

<注>

- * 1) 発達段階の区分については阪本一郎編著『現代の読書心理学』(金子書房、1971年)による。
ただし説明文は、朝比奈大作編著『読書と豊かな人間性』(樹村房、2000年)による。
- * 2) 徳永満理、2002 : p.16
- * 3) 徳永満理、2002 : pp.38-40

<参考文献>

- 阪本一郎編著『現代の読書心理学』金子書房 1971年
- 読書教育研究会編著『読書教育通論 - 児童生徒の読書活動』学芸図書 1995年
- 朝比奈大作編著『読書と豊かな人間性』樹村房 2000年
- 徳永満理『絵本で育つ子どものことば』アリス館 2002年
- 内海義彦「読み聞かせを科学する」(第4回春日市小学校読書ボランティア交流会報告書講演記録 2008年)

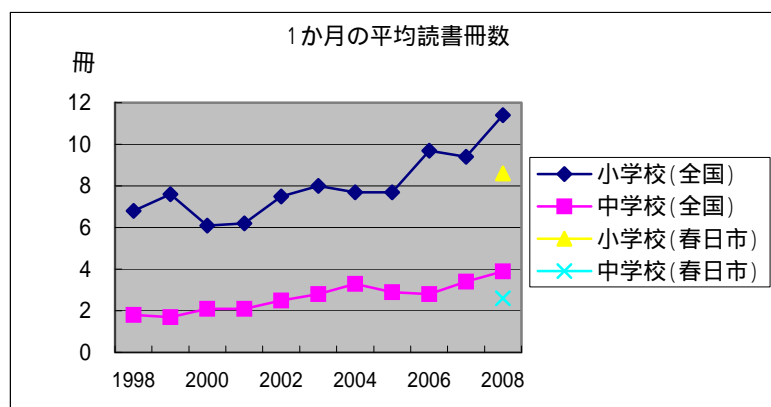
第2章 読書調査にみる春日市の子ども読書活動の現状

1 小学生・中学生

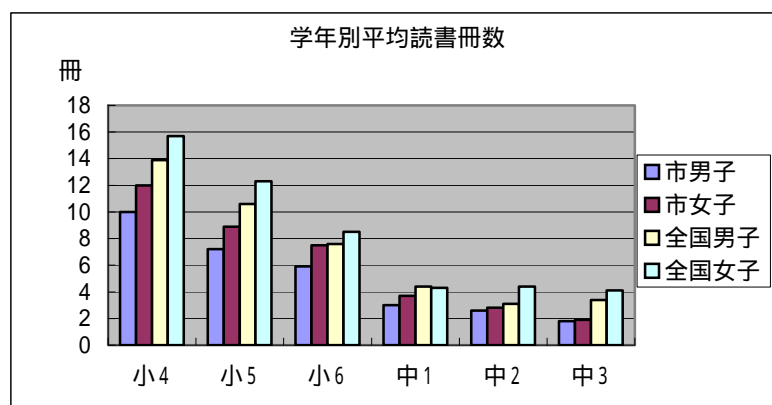
春日市教育研究所では、本市においてはじめて、春日市立小・中学校に在籍する子どもたちに本格的な読書調査（全体調査）を実施しました。全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で毎年5月に実施している「学校読書調査」（サンプリング調査、平成20年度第54回）を参考に、春日市内小学校の全児童（7581名）中学校の全生徒（3507名）を対象として、読書の実態、雑誌やマンガの本を読む実態、全校一斉読書の取り組み状況、学校、家庭での読み聞かせや読書のすすめの実態の4項目を内容としました。調査時期は平成20年11月、調査方法は質問紙法で、小学校下学年（1・2年生）用と小学校上・中・高学年・中学校用の2種とし、小学校は4・5・6年生、中学校は全学年について統計を作成しました。

この結果を「学校読書調査」（全国調査）と比較すると、春日市の小・中学生について、次のような特徴がみられました。以下、教育研究所による分析結果報告「春日市児童生徒の読書の課題～春日市読書調査の結果から～」の内容を引用します。

〔質問1〕あなたは、10月1か月間に何冊本を読みましたか

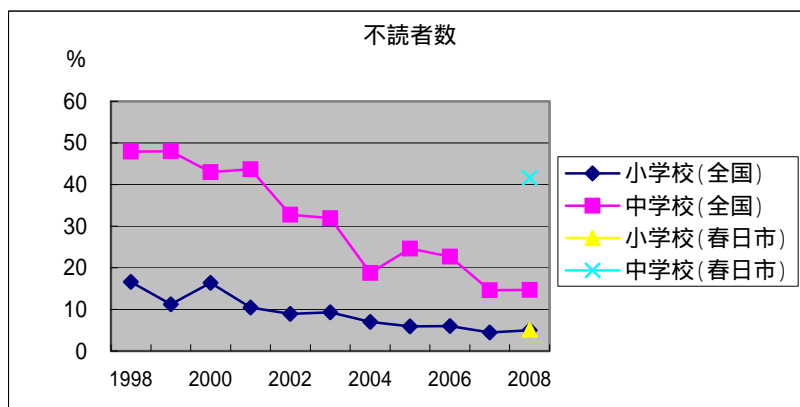


平均読書冊数は小学校8.6冊、中学校2.6冊と、ともに全国平均（小学校11.4冊、中学校3.9冊）よりやや低くなっていますが、そんなに悪い結果ではありません。中学校は、調査時期が10月という3年生が勉強に集中する時期であり、このことが数値を押し下げているとも考えられます。



小学4年生の全国平均は月14冊を超えています。春日市の結果は女子が12冊であり、男女ともに4冊下回っています。小学5年生でも同じような傾向があります。6年生になると全国平均との差は縮まりますが、男子で3冊、女子は2冊程度少ない結果となっています。

中学校の全体を見ると、春日市では前述のように3年生が2冊に届かず、中学生の平均を下げています。注目されるのは、全国平均で中学生の女子が全学年4冊をキープしていることです。

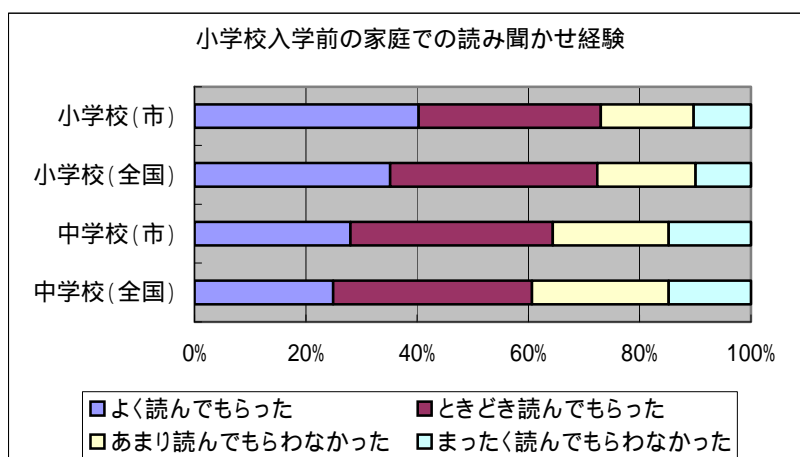


不読者（月に1冊も本を読まない子ども）については、小学校は5.1%と全国の5%とほぼ同じです。中学校は全国の14.7%に対し41.6%と約2.8倍の差があり、大きな課題となっています。中学校の春日市の不読者は、中学1年生で28.4%、2年生で44.4%、3年生で50.6%と一直線に増えています。「読む子」と「読まない子」の二極化がうかがわれます。

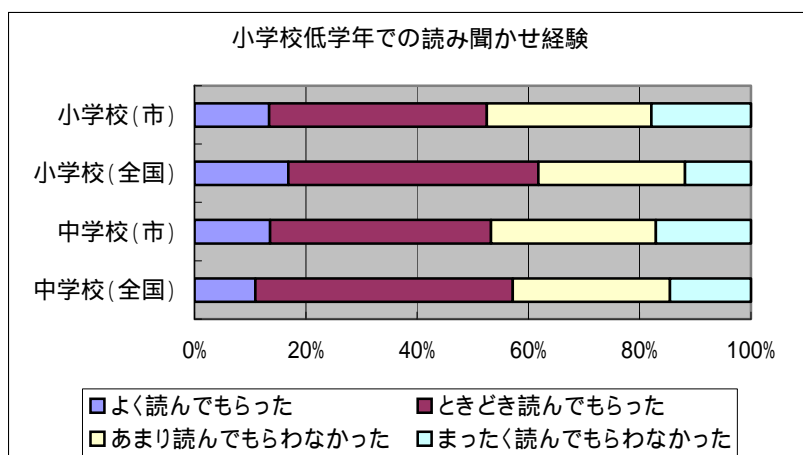
〔質問4〕あなたは、10月1か月間に雑誌を何冊読みましたか

雑誌の読書量は、小学校が3冊（全国平均5.9冊）、中学校は1.4冊（全国3.4冊）です。雑誌は図書や新聞、ホームページ等のメディアにはない魅力があると言われますが、今後は雑誌の良さを見直したいところです。

〔質問10〕小学校に入る前、家の人に本を読んでもらったことがありますか

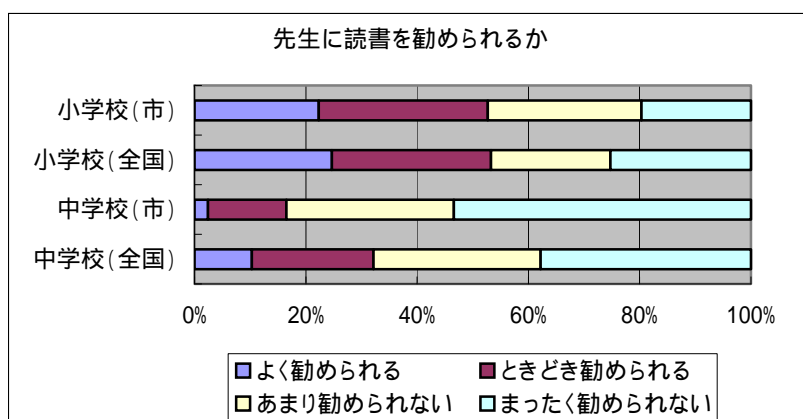


〔質問 1 1〕小学校低学年のとき、先生に本を読んでもらいましたか

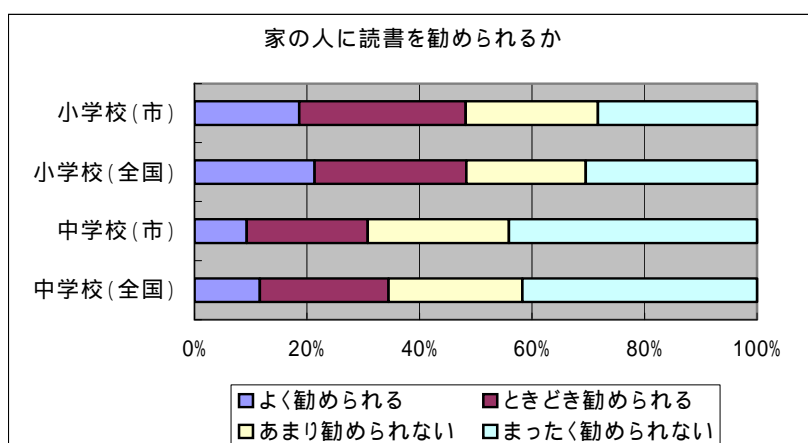


これは読み聞かせの状況について尋ねた質問です。全国平均と比較すると、「家庭でよく読んでもらった」が、小学校で40.3%（全国25.6%）と、春日市のほうがよい結果となっていますが、「低学年、学校で」は、小学校・中学校ともに3ポイントほど全国より低くなっています。

〔質問 1 3〕最近、学校の先生に本を読むことをすすめられますか



〔質問 1 4〕最近、家の人に本を読むことをすすめられますか



家庭での勧めは、「よく勧められる」が小学校は18.6%（全国21%）、中学校は9.3%（全国11.5%）と、あまり差はありません。「学校で先生から本を勧められるか」については、中学校が全国平均の10.2%に対し、春日市は2.4%と約4倍の開きがあります。このことと不読者数の増加や二極化傾向とは関係しているのではないかと考えられます。本を読んでいる姿、個に応じた本選びなど、教師のより積極的なはたらきかけが求められます。

〔春日市教育研究所〕

2 乳幼児

春日市教育委員会では、市教育研究所による小・中学生に対する読書調査を補い、より詳細な結果を得るため、未就学の児童に対して読書に関するアンケート調査を行いました。

調査対象は、0歳児、3歳児、5歳児とし、0歳児と3歳児は乳幼児健診の受診者、5歳児は小学校の入学説明会参加者に対し、それぞれ保護者への質問紙法によって実施しました。調査対象者数は、0歳児179人（全1,089人中16.4%）、3歳児248人（全1,086人中22.8%）、5歳児721人（全1,150人中62.6%）のサンプリング調査としました。

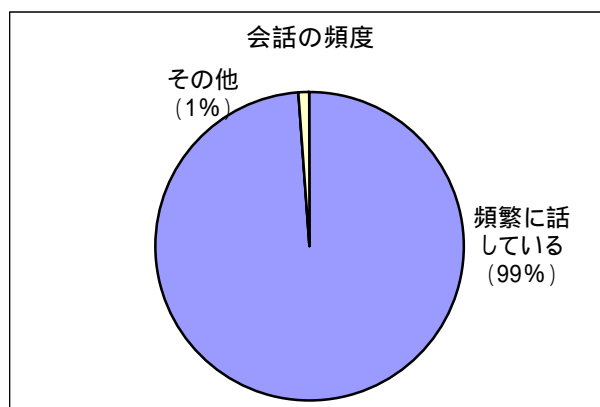
調査内容は、「会話の頻度」（0歳児、3歳児、5歳児）、「テレビ（ビデオ）・ゲームの視聴時間」（3歳児、5歳児）、「家庭での読み聞かせの頻度」（0歳児、3歳児、5歳児）、「読み聞かせの反応」（0歳児、3歳児、5歳児）、「読み聞かせの本の入手方法」（0歳児、3歳児、5歳児）、「読み聞かせの効果」（5歳児）の5項目です。それぞれ、次のような結果となりました。

以下、市教育研究所による分析結果を掲げます。

（1）0歳児

〔質問1〕ふだんお子さんに、どのくらい話しかけて（声をかけて）いますか。

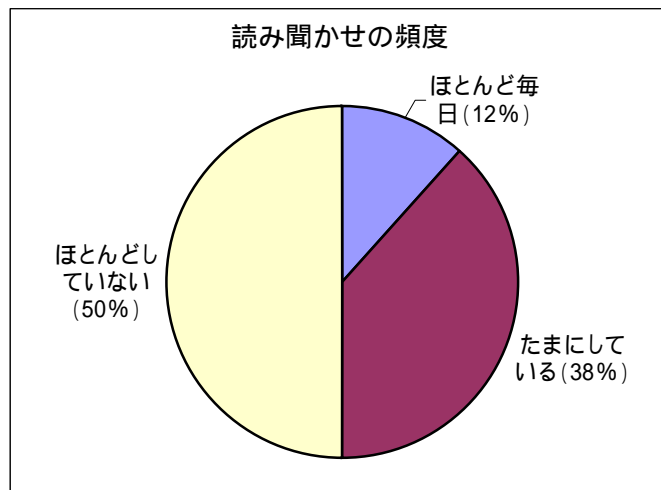
何かするごとに頻繁に話しかけている	99%
話してもわからないので、あまり話しかけない	0%
その他	1%



99%もの方々が「頻繁に話しかけている」という結果です。赤ちゃんの様子に気を配るとともに、その成長を楽しみにしている様子うかがわれます。

〔質問2〕ご家庭でお子さんに絵本などの読み聞かせをしていますか。

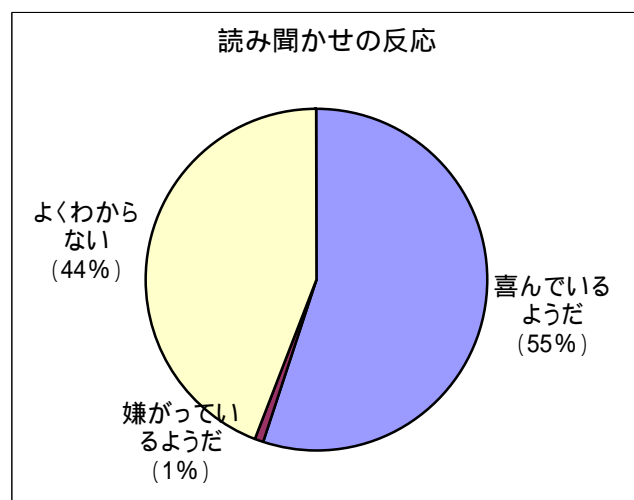
ほとんど毎日	12%
たまにしている	38%
ほとんどしていない	50%



まず、0歳児でも50%が読み聞かせを行っていることに驚かされます。保護者の方々の読み聞かせへの関心の高さをうかがい知ることができます。

〔質問3〕読み聞かせをして、お子さんの反応はいかがですか。

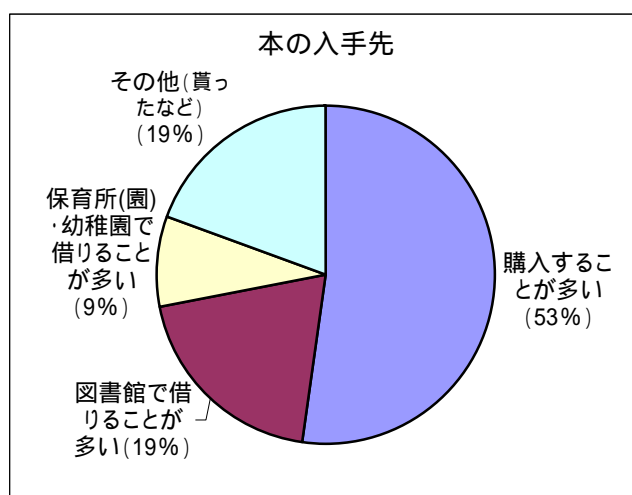
喜んでいるようだ	55%
嫌がっているようだ	1%
よくわからない	44%



0歳児から1歳児へ、脳と心の発達は驚くべきものがあります。そのことを考えると同じ0歳児でも何ヶ月児かということで反応は大きく異なってくるのでしょうか。「喜んでいようだ」が、0歳児でもこれだけの数字を示していることは、読み聞かせの重要性を再認識させられます。

〔質問4〕読み聞かせの本はどうやって用意しますか。

購入することが多い	53%
市民図書館で借りることが多い	19%
保育所(園)・幼稚園等から借りることが多い	9%
その他	19%

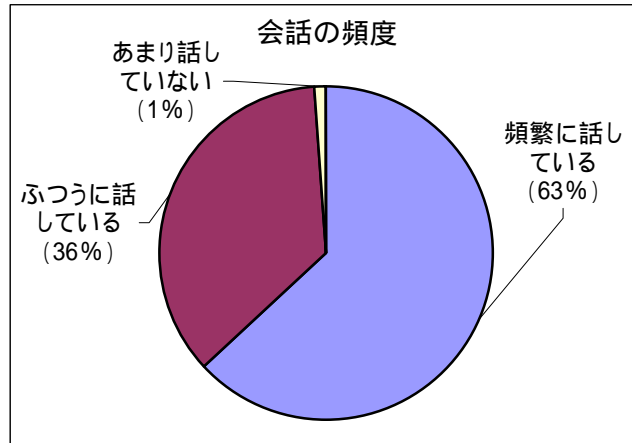


「購入することが多い」が53%と、かなり高い数値です。保護者の方々が自分の気に入った本を読み聞かせたいという願いや、何度も読み聞かせたいという気持ちからでしょうか。0歳児に適した本が図書館等に用意されているか、一度調べて見ることも必要でしょう。

(2) 3歳児

〔質問1〕ふだんお子さんとどのくらい会話をしていますか。

何かするごとに頻繁に話している	63%
大人と話しをするようにふつうに話している	36%
あまり話していない	1%
その他	0%



63%が頻繁に話しているという結果です。ほとんどの保護者が、いつもお子さんに話しかけておられます。強いて言うならば、「多少多めに、意識して声をかける。子どもの話に耳をかたむける」ということが、この時期のお子さんには大切なことと思われま

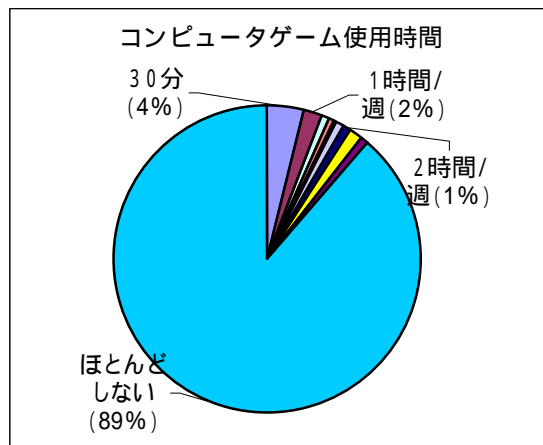
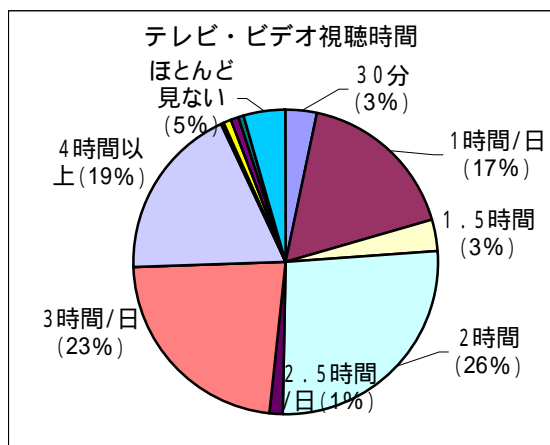
〔質問2〕ご家庭でお子さんは、どのくらいテレビ(ビデオ・DVD等を含む)を見ていますか。また、どのくらいゲーム(コンピュータゲーム)をしていますか。

テレビ(ビデオ・DVD)

1日	30分	3%
	1時間	17%
	1.5時間	3%
	2時間	26%
	2.5時間	1%
	3時間	23%
	4時間以上	19%
週	2時間	1%
	3時間	1%
	ほとんど見ない	5%

ゲーム

1日	30分	4%
	1時間	2%
	2時間	1%
週	30分	1%
	1時間	1%
	2時間	1%
	3時間	1%
	ほとんどしない	89%

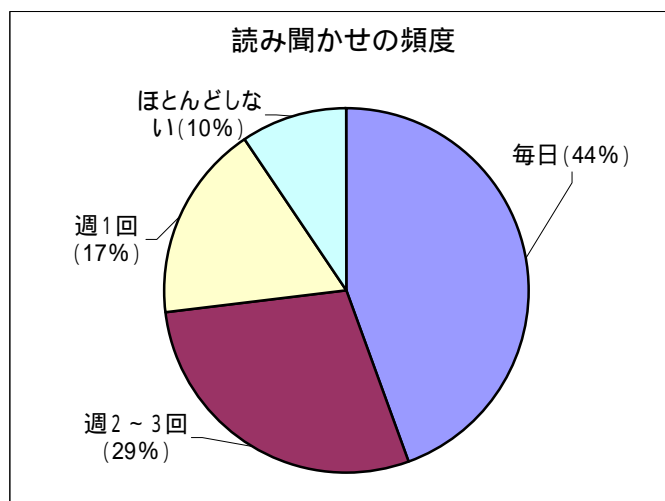


テレビはいちばん多いのが2時間で26%、次いで3時間が23%、4時間以上も19%いました。2時間から3時間は50%です。5歳児に比べ、4時間以上が9ポイントも多いのが気になります。「ほとんど見ない」は5%でした。

ゲームは「ほとんどしない」が89%です。1時間以内が6%ですが、2時間、3.5時間に1%づつあり、兄や姉の影響でしょうか。テレビもゲームもこの頃から大人が気を配りたいものです。この時期、いろいろな実体験が子どもたちの心と体との成長に大きく影響するといわれています。

〔質問3〕ご家庭でお子さんに絵本などの読み聞かせをしていますか。

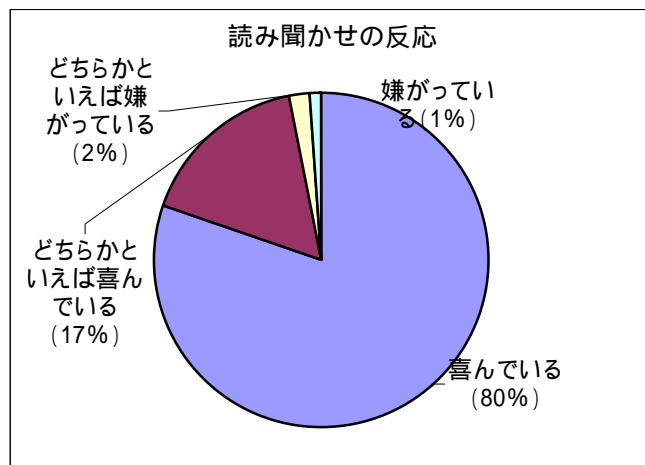
ほとんど毎日	44%
週に2～3回	29%
週に1回	17%
ほとんどしていない	10%



「週1回」と「ほとんどしていない」を合わせて27%。5歳児になると「ほとんどしていない」が23%と2倍以上になることを考えると、3歳から読み聞かせの頻度が下がることへの何らかの対策が必要と思われます。

〔質問4〕読み聞かせをして、お子さんの反応はいかがですか

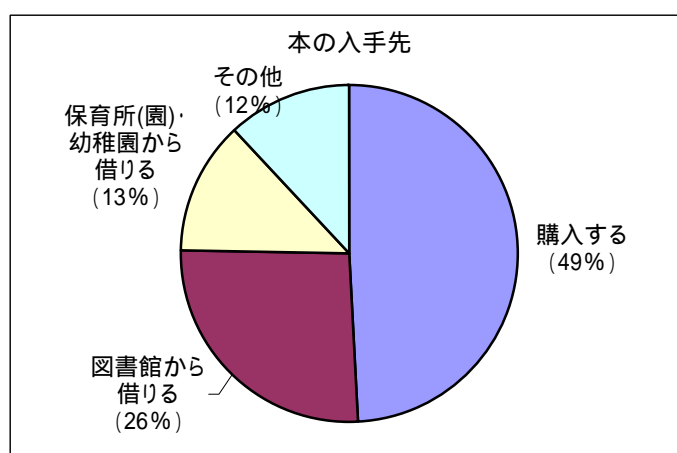
喜んでいる	80%
どちらかといえば喜んでいる	17%
どちらかといえば嫌がっている	2%
嫌がっている	1%



ほとんどの子どもが喜んでいます。「嫌がっている」、「どちらかといえば嫌がっている」の3%がどのような原因なのか、探ってみる必要があります。

〔質問5〕読み聞かせの本はどうやって用意しますか。

購入することが多い	49%
市民図書館で借りることが多い	26%
保育所(園)・幼稚園等から借りることが多い	13%
その他	12%

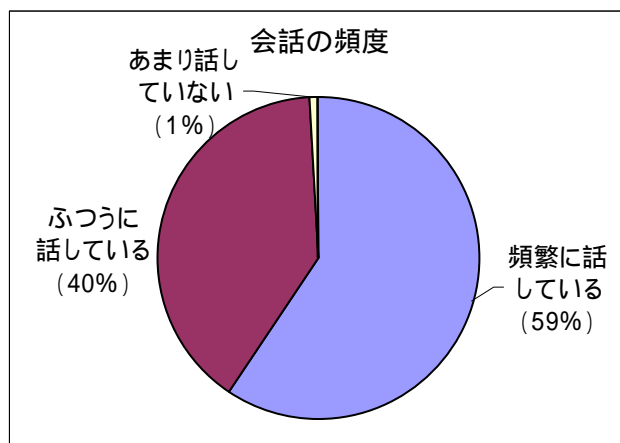


「図書館から借りる」が、0歳児で19%なのに、3歳児では26%と増えています。図書館の蔵書の充実や時期を活かした催しをきっかけとして、更なる市民の図書館利用を促すとともに市民に愛される図書館づくりが求められます。

(3) 5歳児

〔質問1〕ふだんお子さんとどのくらい話していますか。

何かするごとに頻繁に話している	59%
大人と話をするように、ふつうに話している	40%
あまり話していない	1%
その他	0%



「頻繁に話している」が59%、「ふつうに話している」が40%でした。今、他者とのコミュニケーションの大切さが言われています。親子のコミュニケーションはその根本です。親が子と向き合って語り合い、団樂のたのしさを子どもに実感させることが大切です。そう考えると、「頻繁に話している」がもう少し増えることを望みます。

〔質問2〕ご家庭でお子さんは、どのくらいテレビ(ビデオ・DVDを含む)を見ていますか。また、どのくらいゲーム(コンピュータゲーム)をしていますか。

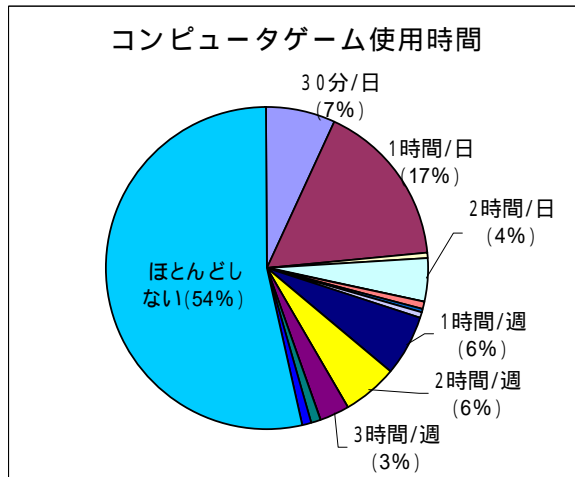
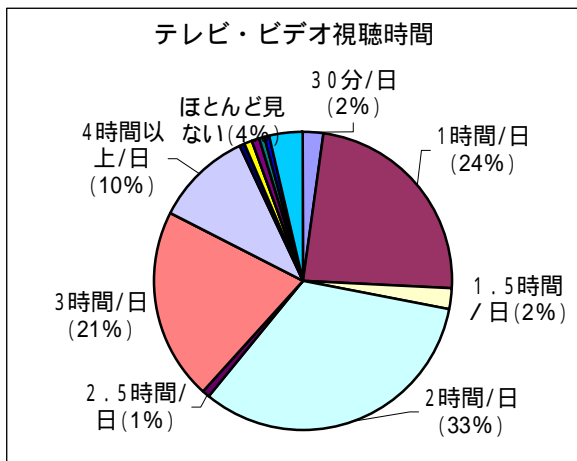
テレビ(ビデオ・DVD)

<input type="checkbox"/> 1日	30分	2%
	1時間	24%
	1.5時間	2%
	2時間	33%
	2.5時間	1%
	3時間	21%
	4時間以上	10%
	ほとんど見ない	4%

ゲーム

<input type="checkbox"/> 1日	30分	7%
	1時間	17%

2 時間	4 %
週 1 時間	6 %
2 時間	6 %
3 時間	3 %
ほとんどしない	5 4 %

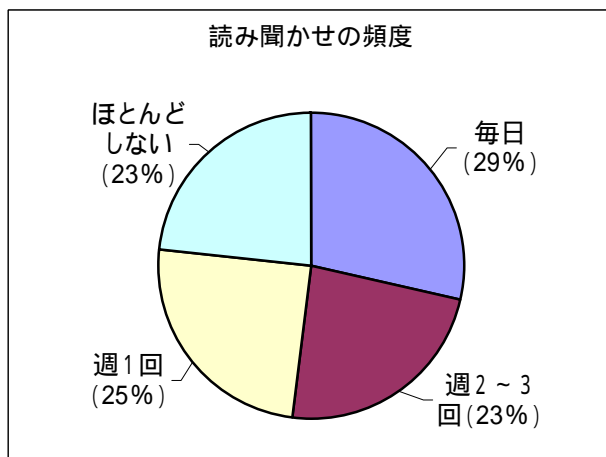


テレビの視聴時間は、一番多いのが2時間で33%、ついで1時間の24%、3時間の21%と続きます。4時間以上も10%ありました。「ほとんど見ない」は4%でした。

ゲームは、1時間が17%で、ついで30分の7%、2時間の4%が目立つ程度でした。「ほとんどしない」が54%もあり、予想以上に多い割合でした。

〔質問3〕ご家庭でお子さんに絵本などの読み聞かせをしていますか。

ほとんど毎日	29%
週に2～3回	23%
週に1回	25%
ほとんどしていない	23%

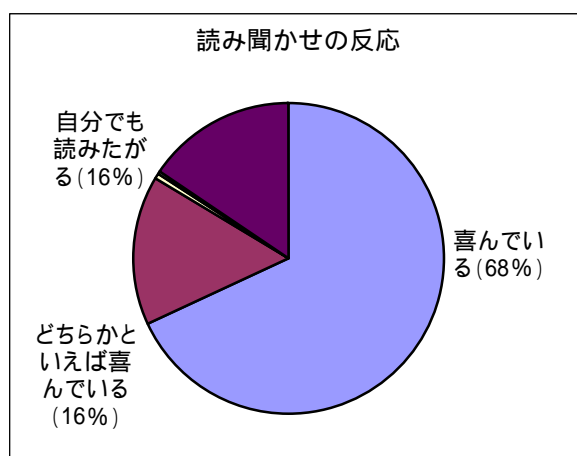


予想よりも悪い結果でした。特に、「ほとんどしていない」が4分の1近くもあったのは、ある意味でショックでした。子どもの成長の上で読み聞かせは欠かせないものである

ことを、機会あるごとにもっともっと知らせていくことの必要性を強く感じました。

〔質問4〕読み聞かせをして、お子さんの反応はいかがですか。

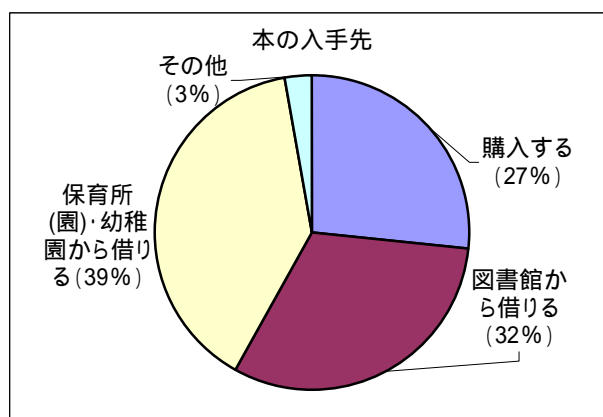
喜んでいる	68%
どちらかといえば喜んでいる	16%
どちらかといえば嫌がっている	0%
嫌がっている	0%
自分で読みたがることもある	16%



子どもたちが読み聞かせを歓迎していることをうかがい知ることができます。自分で読みたがるからといって大人が読み聞かせを止めないようにしたいものです。読み聞かせは、大人と子どもがともに楽しむ場でありたいと思います。

〔質問5〕読み聞かせの本はどうやって用意しますか。

購入することが多い	27%
市民図書館（移動図書館を含む）で借りることが多い	32%
保育所(園)・幼稚園等から借りることが多い	39%
その他	3%

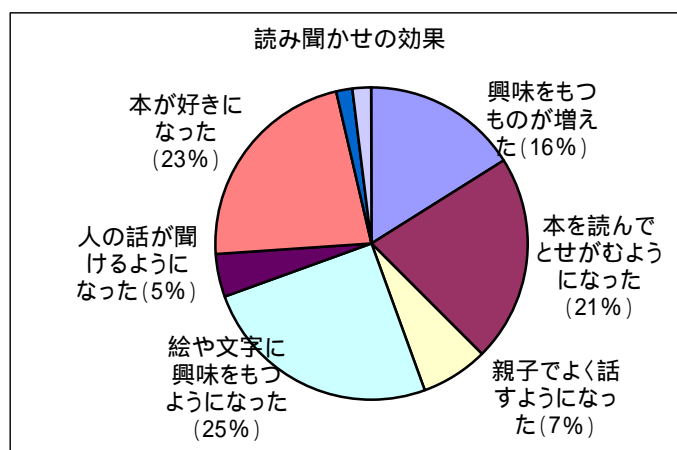


予想以上に「保育所(園)・幼稚園等から借りる」という回答が多くありました。この推

進計画にもあるように、保育所(園)・幼稚園等の蔵書の充実を図る必要があります。何よりも身近に本がたくさんあることが大切です。

〔質問6〕読み聞かせをすることで、お子さんはどのように変化したと思いますか。r

いろいろなことに興味をもつようになった	16%
本を読んでとせがむようになった	21%
親子でいろいろなことをよく話すようになった	7%
絵や文字に興味をもつようになった	25%
人の話が聞けるようになった	5%
本が好きになった	23%
行動的になり、外でよく遊ぶようになった	2%
その他	2%



読み聞かせの効用についての質問です。読み聞かせが、本への興味を増大させたり、文字への関心を高めたりすることがよく分かります。「いろいろなことに興味をもつようになった」という回答が多かったことも注目されます。本を仲立ちとしてもっと親子が語り合うようになればいいなあと思います。

〔春日市教育研究所〕

以上のような調査結果から、子どもたちの日常生活の中に、自然に本を読み聞かせてもらう機会があったり、自分の好きな本を自由に手にして読書できたりするような周囲の環境が整っていることで、子どもたちは読書に親しむ可能性があることがわかります。しかし、そのような環境の整備や周囲のはたらきかけが、春日市においては、必ずしも十分であるとはいえません。

また、家庭や学校、地域などでこれまで行われてきた読書推進活動も、子どもたちの成長を見通した上で、より体系的な取り組みとして計画的に進めていくことによって、大きな効果が期待できます。

このことから、子どもの読書活動について、春日市の現状にあわせた独自の推進計画を策定する必要があります。

第3章 春日市子ども読書推進計画の基本的な考えかた

1 春日市子ども読書推進計画の意義

(1) 子どもの読書を推進する意義

児童文学者の椋鳩十は、昭和35年、「母と子の20分間読書」を提唱しました。当時、鹿児島県立図書館長であった椋は、講演や随筆の中でしきりに母親の語りを強調しています。幼児期にあるわが子に、母親が心のこもった豊かなことばをたくさんかけることの大切さを述べ、「母の声は金の鈴だ」と訴えました。椋は、「見る、聞く、読むは、人間の心をつくる三大要素である。なかでも、子どものとき、身近な肉親から、豊かな心のこもったことばで話を聞くことを、どれだけたくさん持って育つか、その人の心をつくる上で、大きな要素になっているのだ」と、自分自身の幼少期に例を引きながら語り続けました。そして、読書を通して母と子が語り合う機会を持つようとして始めたのが、「母と子の20分間読書運動」です。椋は「楽しい物語を読んでもらおうと、その感激や印象が前意識となって子供の中に入り、残る」とよく言います。この運動は、たちまち全国に広がり、親子読書運動の先駆けともなりました。

千葉の高校教師、林公が始めた「全校一斉朝の読書運動」は、燎原の火のように全国へ広がりました。「朝の読書」とは、毎朝学校で、授業が始まる前の10分間、生徒も教師も全員そろって、自分で前もって選んでおいた好きな本を、好きなように楽しく読む、というものです。林は、この読書運動を「読書をすすめるために」という理由で始めたのではないといいます。では何のためなのか。林は「すべての子どもにとって学校を真の学びの場にする具体的な方法を構築するための第一歩」として提起したと、明快に答えています。

理由はどうであれ、この運動に参加した児童生徒・学級、ひいては学校に、以下のような劇的な変化が現れました。

人への痛みや思いやりが生まれ、人の悲しみが分かるようになり、豊かな心が育つ。
自分の感情を抑えて安定し、人とのコミュニケーションが上手に取れるようになる。

「朝の読書」に取り組むことを通して、生徒が人間性を回復し、学校が「学びの場」としての態を取るようになりました。そしてさらに、

言語能力が向上し、基礎学力が付き、成績も向上する。学ぶ喜びや楽しみを体験し、自ら学ぼうとする意欲が湧いてくる。
自分も勉強が出来るという自信と誇りを持ち、将来に対し希望や夢が湧いてくる。
どんな子どもでも必ず本が読めるようになり、本が大好きになりさえる。

という効果も顕著になりました。

今、朝の読書「あさどく」は、家庭での読書「うちどく」へと向かい始めています。「うちどく」は、家庭での基本的な生活習慣の構築や、家庭生活におけるコミュニケーションの回復を促す可能性を秘めています。

現代詩作家の荒川洋治は、「どうして読書が必要か。若い世代の人たちに、それを教えなくてはならない」と主張しています。荒川は「文学を大事にしなくなったために、本を読まなくなったために、心が崩壊し、各地で、人間性のかけらもない犯罪が多発する。そしてそのために、人はいま不安な現実社会のなかに置かれている」、「読書を遠ざけたあたりから、不思議な社会が生まれた」、「読書をしないのは、他人への興味がなくなったからだと思う」、「本を読まなくなるということは、他人が意識のなかから消えたためだ」と言い、読書の効用について「読書をしているときは、自分のことなど、感じているひまなどない。また、そのほうが楽しい。自分にはこれまで見えなかったことがわかるのだから。自分に見えなかったことが、どのあたりにあるのかが、わかるのだから」としています。そして、「本を読むと、何かを思う。本など読まなくても、思えることはいくつもある。だが本を読まなかったら思わないことはたくさんある」と言い切っています。

ここで、春日市で実際にあった、一冊の本をめぐるすてきな出来事を紹介します。

ある日、中学校に入学したばかりの1年生が、図書室で「次は何を読もうかな」と、本を手にとってパラパラめくっていたとき、ディズニー作品の原書版を置いてあるコーナーの本の中から、すてきなものを発見しました。それは、今では使われなくなって本の裏扉のポケットにわすれられたままになっていた十数年前の図書貸出カード。そこには、この学校の卒業生で、現在では英語教師として活躍されているA先生が、在学中に記入した名前が残されていたのです。

英語を習いはじめたばかりのその生徒にとって、昔、この同じ図書室で英語の原書を読んでいたひとりの女の子が、今では自分たちに英語を教えてくれる先生になったという過程を想像するだけで、A先生の存在がずっと身近なものになりました。この話はたちまち生徒たちの間で話題となり、その図書カードは、十数年ぶりにA先生に渡されました。先生は、中学生だった頃のことを思い出して、とても感激されました。

このエピソードは、一冊の本によって、過去の自分を懐かしんだり、未来の自分を思い描いたりすることもできること、また、本を通じて、相手への理解が深まったり共感する仲間が増えたりするということをあらわしています。読書には「知る・広がる・つながる」という、嬉しいごほうびが用意されています。

(2) 計画策定の意義

以上のような読書についての考えかたや実践から、あらためて子どもの読書の意義について考えたとき、これを推進するための施策を策定し実施する意義は大きいといえます。

平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」には、子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進という目的と基本理念のもとで、その実現を図るための国の責務と地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関との連携強化などについて規定されるとともに、推進のための基本計画の策定や、必要な財源措置などについても、努力項目として言及されています。この法律の施行をうけて、国は、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定め、平成14年8月には「子どもの読書活動の推

進に関する基本的な計画」を策定しました。また、平成17年7月には、文字、活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することを目的とした「文字・活字文化振興法」が施行されました。

一方、福岡県は、平成13年度から「青少年アンビシャス運動」の一環として、子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、福岡県における子どもの読書活動推進のための総合的な指針として、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。

春日市はこれから、「読書に親しむ市民」の輝きと広がりを、今までにもまして支援していきたいと考えています。この取り組みをより具現化するために、春日市独自の「子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

春日市の考える「読書に親しむ市民」とは、読書を自分の心豊かな生活・人生を創造する一つの糧として活かしていく市民です。そこには、読書活動が日頃の生活の中に、自然に浸透した姿となって現れています。

読書という行為は、きわめて個人的な営みでありながら、これから成長する子どもたちにとっては、自分自身をつくっていくために、欠かすことのできないものです。自分の目でものを見て、自分の頭で考え、自分の心で感じるようになるためには、抽象的な文字を媒介として、情報を、自分の体験と想像を加えながら取り入れる「読書」という経験を積まなければなりません。

春日市に育つ子どもたちが、これから出会うであろうさまざまな困難に負けず、希望を失うことなく、自分に自信をもって前向きに人生を進んでいけるようにするためには、子どもといわれる時期に、ひとりひとりが十分な読書経験を積んでおくことが必要です。また、おとなになっても、この情報社会の中で必要な情報を入手し、その情報に基づいて自分自身の責任で適切な判断や選択を行いながら生きていくには、その基礎となる文字活字情報の処理能力とともに、未知の物事や見知らぬ人々、未来の社会に対する想像力と感性が問われます。このような能力や感性は、幼少期からの継続した読書経験によって培われるものです。春日市では、これから本を読もうとする子どもたちが、本に親しみ、読書に興味をもち、読書の能力を身につけられるような教育が必要だと考えています。

しかしながら、読書環境は、子どもにとって、施設や設備の面だけでなく、支援活動や情報提供の面からも、十分に整っているとはいえません。子どもたちが、学校や図書館以外でもたくさんの本に囲まれて育つことによって、本を読む楽しさを自然に身につけ、「読書に親しむ市民」として心豊かな生活や人生を送れるよう、「春日市子ども読書活動推進計画」を策定して、これから取り組みを進めていきます。

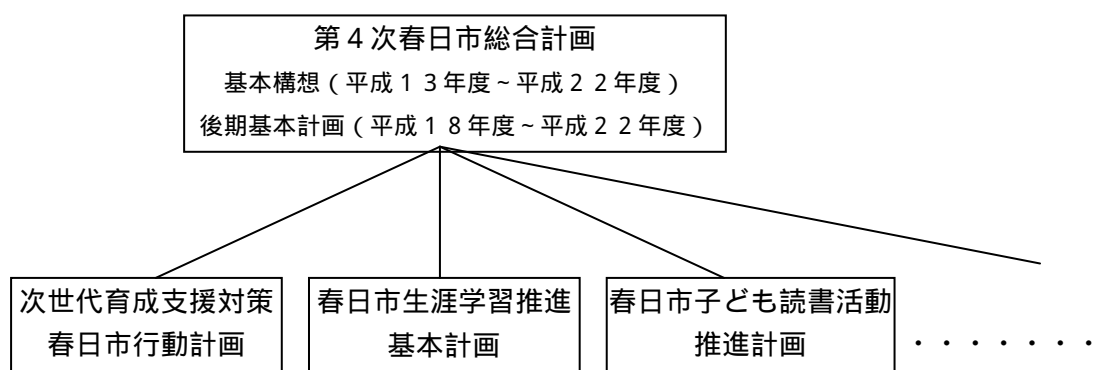
2 計画の目的

春日市子ども読書活動推進計画は、春日市の子どもが0歳から18歳に達するまで、身近な場所で本にふれたり、読書に親しんだりできるような環境を整備し充実させることを目的とします。そのために、本そのものの提供だけでなく、絵本の読み聞かせや本の紹介などを実施して、年齢や発達段階に応じた読書機会の提供に努めます。

3 計画の位置づけ

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(法律第154号、平成13年12月施行)に定める「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」の春日市における計画であり、あわせて、「文字・活字文化振興法」(法律第91号、平成17年7月施行)の趣旨を実現するための具体的な施策としても位置づけます。

また春日市の計画の中では、第4次春日市総合計画の次世代育成、生涯学習の充実に關する部門別計画のひとつとして位置づけます。



4 計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

5 計画の期間

平成21(2009)年度から平成26(2014)年度までの5年間とします。

6 計画の推進にむけて

本計画の理念を実現するためには、市全体での総合的な取り組みを進めることが必要です。このため、本計画の進行管理組織を設置し、計画の理念や施策に対する理解を浸透させるとともに、関連団体を含めた全市的な連携のもとに着実な推進を図ります。さらに、本計画における各事業の進捗についての点検と評価を行います。

<参考・引用文献>

椋 鳩十『お母さんの声は金の鈴』あすなる書房 1991年

林 公 編著『心を育てる朝の読書』教育開発研究所 1999年

大塚笑子「8000校を超えた全校一斉『朝の読書』」(子どもの読書推進会議他発行『学校や家庭・地域で子どもの読書環境づくりを進めよう!』2002年3月)

荒川洋治「実学としての読書」(『全人』723 玉川学園 2008年12月)

第4章 推進のための取り組みと目標

この計画は、対象となる子どもの年齢を「おおむね18歳以下」と定めていますが、具体的な施策や取り組みについては、乳幼児から15歳までを重点的な対象としています。それは、この年齢の子どもに対する取り組みを特に十分に行うことによって、それから後の年齢についてもよい影響を及ぼすことができると考えるからです。

子どもを対象として読書活動を推進する目的は、本来、年齢にかかわらず全ての市民の、家庭や地域社会、職場における読書活動を、豊かで確かなものにするところにあります。まず、義務教育終了までの子どもたちの生活環境を整え、読書活動を活発にすることが、「読書に親しむ市民」への支援の基礎となります。

1 家庭

(1) 家庭における読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第6条には保護者の役割が規定されていますが、子どもの読書生活には、父母その他の保護者が家庭のなかで読書とどう関わるのかが最も大きな影響を与えます。読書を通じて保護者と子どもが共通の時間をもち、それによって心が通い合う経験は、子どもの成長に欠かせない栄養となるだけでなく、子どもが読書を楽しめるようになる基礎をつくります。そのために、家庭内で次のような取り組みが望まれます。

家庭での行動目標

保護者が読書に親しむ

保護者が率先して読書をすることで、子どもの読書への関心が高まります。

本のある空間に親しむ

子どもと一緒に地域の図書館や書店を利用しましょう。本のある空間になじむことで、子どもの本への親しみが増します。

子どもといっしょに本を読む

子どもが保育所(園)や幼稚園、学校図書館や地域の図書館などから借りてきた本を、保護者も一緒に読みましょう。親子で感動を共有する機会を持つことが、子どもが読書によるこびや楽しさを味わう基礎となります。

読み聞かせなどで読書への興味をもたせる

本の読み聞かせをしたり、わらべうたや童謡を歌ったりすることで、子どもたちに読書への興味を持たせることができます。このときに、市民図書館や学校などで配布している子どもの本の推薦リストなどを利用すると、本選びに役立ちます

おはなし会などの催しや読書ボランティア活動に参加する

図書館や児童センター、育児サークルや読書ボランティア団体などで行っているおはなし会は積極的に利用しましょう。子どもたちにとっては、家庭での読み聞かせとは違う体験となり、本への興味も広がります。また、保護者は、おはなし会を実施している読み聞かせ等のボランティア活動にも参加してみましょう。

(2) 家庭への働きかけ

家庭における子どもの読書活動を推進するためには、大人が乳幼児期からの読書の重要性や読み聞かせの必要性などについて学ぶ機会をもつことが必要です。そのために、子育て支援センターやいきいきプラザなどで行われる子育て支援事業などを通じて、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの必要性についての啓発を行い、あわせて、市民が気軽に参加できるような、読書についての講座や研修会を開催します。

また春日市内では、市民図書館をはじめ公民館、児童センター・保育所(園)・幼稚園などで、子どもたちを対象にした絵本の読み聞かせやおはなし会などが実施されていますが、これらの取り組みは、子どもに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化をめざすものであると同時に、保護者である大人に対して、絵本をとおして子どもとふれあい、心と心を通わせることの大切さを伝える機会にもなっています。市民図書館だけでなく保育所(園)や幼稚園での本の貸出しをすすめて、家庭でも親子がいっしょに本を楽しめるようにします。

また、市民図書館をはじめとした関係機関は、乳幼児や小学生の子どもがいる家庭に対して読み聞かせの時間を持つよう働きかけをしていきます。特に乳児のいる家庭に対しては、わらべうたや童謡、子守唄によって子どもに語りかけることや、保護者が赤ちゃんと一緒に絵本を開くひとときを持つよう啓発に努めるとともに、市民図書館で実施しているファーストブック事業の拡大も検討します。

2 保育所(園)・幼稚園

保育所(園)や幼稚園では、保育士や幼稚園教諭によって、絵本の読み聞かせや紙芝居などの読書活動が日常的に行われています。健やかな成長の基礎をつくるとともに、想像力を育てる大切なこの時期に、年齢や発達に合った絵本と出会って楽しさや心地よさを味わうことが、情緒の安定をはかり、豊かな心を育みます。今後は読み聞かせなどの機会をいっそう充実させ、読書環境を整備していくことによって、子どもたちの読書習慣の形成を図ることが必要です。

そこで、市立保育所においては、以下の課題について、それぞれの目標が早期に実現されるよう計画的に取り組んでいきます。私立保育所(園)、幼稚園についても、市立保育所に準じた取り組みがなされるよう協力を要請いたします。

(1) 読書環境の整備

蔵書の充実

充実した読書活動を展開するためには、まず、保育所(園)や幼稚園の蔵書を増やすことが必要です。市民図書館の団体貸出しなども利用して、読書環境を整備することが求められます。

読書コーナーの整備

子どもたちがいつでも自由に絵本に接することができるよう「絵本コーナー」などの読書スペースを設けることが有効です。また、年齢や発達段階に合った絵本をクラスごとに備えて、子どもたちの身の回りに本がある環境をつくる必要があります。

(2) 読書推進活動の充実

保育士・幼稚園教諭の研修体制の整備

今後、保育士や幼稚園教諭が十分な読書推進活動を行っていくためには、読書の意義やその進めかたについての理解を深め、読み聞かせやストーリーテリング(*)などの具体的な技術を身につけるなど、各人の資質の向上を図ることが不可欠です。そのために、読書推進担当者の配置をすすめたり、職員の各種研修会や講座などへの参加の機会を確保するなどの体制の整備が求められます。

読み聞かせの普及、読書ボランティア活動との連携

保育士や幼稚園教諭による絵本や物語などの読み聞かせを継続するとともに、おはなし会を通じて地域の読書ボランティアとの連携をすすめ、子どもと本とのふれあいの機会をさらに広げることが必要です。

絵本の貸出しや紹介の充実

保育所(園)や幼稚園は、子どもたちにとって、いろいろな本を手にするができるいちばん身近な場所です。好きな本を自宅でも読むことができるように、絵本の貸出しを積極的に行うことが必要です。また、園から保護者へのお便りなどで絵本の紹介を充実させていくことが、家庭での読書をすすめることにつながります。

*) ストーリーテリング …… 語り手がお話を覚えて語って聞かせること。絵本などを読んで聞かせる場合は、「読み聞かせ」という。

3 学校

学校は、さまざまな教育活動の場を通して発達段階に応じた本とふれあう機会を充実させることにより、児童生徒の読書への興味関心の高まりを支援しています。また、児童生徒が自ら読書生活を創り出し、生涯にわたる読書を習慣化させて、生活を豊かにしていく力を育む上でも、大きな役割を担っています。

春日市では、筑紫地区内では唯一、小中学校に専任の学校図書館司書（嘱託職員）を配置し、学校の役割を支援してきました。また、小中学校における「読書の時間」の週時程への位置づけ、市内の読み聞かせサークルとの連携、教頭・司書教諭（*1）・学校図書館司書で組織した市読書活動推進協議会の開催、市民図書館による「学校連絡便」等の取り組みを通して、児童生徒の読書への興味関心を高めてきています。

今後さらに、推進組織の充実や関係組織・機関との連携の深化、読書環境の整備、教職員の研修の充実等を図ることにより、児童生徒が読書の楽しさや喜び、有用感を味わい、読書生活を充実させ、読書の習慣化を図るよう、取り組みを拡充させていきます。

（1）「読書活動推進のための全体計画」の作成

各学校において、司書教諭が「読書活動推進のための全体計画」を年度はじめに作成し、教職員全体が職員会議等で学校図書館の意義と役割、読書生活の重要性を認識し、図書館オリエンテーション等の実践を行うことができるようにします。また、図書館利用者数などの数値目標を示した「学校図書館運営方針・年間計画」を明確にし、効果的な学校図書館運営を進めます。

*1) 司書教諭 …… 学校図書館あるいは図書室のために置かれる図書館教育についての専門課程を履修した教員のこと。学校図書館法の平成9年の改正に伴い、12学級以上の全ての学校に平成16年より配置されている。

（2）資料情報の活用を位置づけた指導計画の作成

各学年において、国語科をはじめ社会科、理科、総合的な学習等の各教科・領域の学習指導において学校図書館等の資料・情報を生かした指導計画メモを作成します。
（3年以内）

（3）日常における児童生徒の読書活動の工夫

学習時間外の様々な機会における読書活動の活性化を図ります。

「読書の時間」の充実

全校一斉での「読書の時間」を週時程に位置づけます。「朝読」（*2）とともに「うち読」（*3）へと押し進め、児童生徒の読書習慣の定着を図ります。また、教職員が児童生徒の発達段階に応じた「おすすめの本」を選定紹介し、読書内容を充実させます。

児童会活動・生徒会活動の活性化

司書教諭・学校図書館司書の指導のもと、図書委員を中心に児童生徒の創意による活動を積極的に進め、児童生徒の読書への関心を高めます。

「子ども読書の日」「子ども読書週間」（*4）における読書関連行事の実施
児童生徒の「図書委員会」を主体にして、児童生徒の読書への関心を高めるような

「読書の日」及び「読書週間」の行事を企画実施します。

- * 2)「朝読」… 「朝の読書」。毎朝始業前の10分間、生徒と教師と一緒に全校一斉で、自分の選んだ好きな本を各クラスで読む教育実践。感想文や記録のようなものは一切求めず、ただ本を読むことだけを求めるところに特徴がある。
- * 3)「うち読」… 「朝の読書」を通して読書が習慣化し、読書の楽しさを知っている子どもたちをお手本にして、家で家族みんなで本を読む読書スタイル。家庭で読書の時間をつくり、家族で読書の習慣を共有することにより、家族のコミュニケーションを図ることを目的としている。
- * 4)「子ども読書の日」… 2001年12月に公布・施行の「子ども読書活動推進法」により4月23日が「子ども読書の日」と示されている。
「子ども読書週間」… 2000年「子ども読書年」を機に、4月23日～5月12日に期間が定められる。

(4) 校内読書環境整備

児童生徒の読書生活の構築を図るため、読書活動推進の中核となる場としての学校図書館や学級文庫等の環境を整備します。

学校図書館の環境整備

児童生徒が関心を持つ図書や各教科の学習を進める上で必要な図書の配備を進めていきます。学校図書館が読書センター及び学習・情報センターとしての機能を果たすために、「学校図書館図書標準」を基準に蔵書の充実を図ります(5年以内の達成)。更に、図書館内の配架・レイアウトを創意工夫し、児童生徒の多様なニーズに応えられる魅力ある学校図書館の整備を目指します。

また、障害のある児童生徒の障害の状態や特性、生活経験等を考慮し「春日市ことばの教室」(*5)「春日市くれよんクラブ」(*6)等の専門機関と連携して、全ての児童生徒が読書に親しむことのできる環境の充実に努めます。

学級文庫の設置と整備

身近に本があることが児童生徒の読書意欲を高めます。教師が中心となり、学級文庫を設置し充実をさせます。貸し出し・返却等の運営は、学級の図書委員が当たるようにします。

校舎内の読書コーナーの工夫

児童生徒の発達段階に応じた教室、廊下などの読書環境整備に努め、読書への関心を高めます。

* 5)「春日市ことばの教室」… ことばに関わる障害(構音障害、吃音、言語発達遅滞)のある児童への個別指導を行う教室。

* 6)「春日市くれよんクラブ」… 心身の発達にさまざまなつまづきを持つ乳幼児(0歳～就

学前)を対象に早期療育、指導を行うことで心身の発達を促し、社会生活、集団生活への適応能力の向上を図る市の療育機関。

(5) 校内の読書活動推進体制の整備

各学校における全体計画のもとに読書活動を推進するための組織をつくり、「自ら本を手にする子ども」を育てるための校内推進体制を整えます。

校内推進組織づくり

校務分掌担当者は、読書活動推進に直接関わる校務分掌を整え、学校図書館運営を軸として多様な読書活動を積極的に推進するための任にあたります。

司書教諭の執務体制の整備

司書教諭は、各学年の学習指導と学校図書館とをコーディネートし、学校図書館司書とともに学習関連情報の収集及び教職員への情報提供等を行います。そのために、学校司書との連携及び司書教諭業務の充実を図るため、司書教諭の授業時間について、学校においては週あたり2時間程度の軽減措置を行います。(3年以内)

保護者、地域との連携の推進

「読書の時間」や休み時間での読み聞かせ活動、各教科・領域における読書活動、家庭・公民館等での読書活動の充実を図るために、PTA組織との連携を進めます。また、保護者・地域の読み聞かせボランティアの活用を積極的に進めます。

(6) 春日市としての学校支援体制の充実

学校の読書活動を支えるため、市として以下のとおり支援体制を充実させます。

学校間の連携推進

「春日市読書活動推進協議会」(*7)において、学校図書館の運営、司書教諭と学校図書館司書の連携、各学校の読書数目標値、読書活動推進状況や工夫点、成果と課題等についての情報交換を行い、それぞれの学校のよさを共有化して市内全小中学校の取り組みの質を高めていきます。

市民図書館との連携推進

市民図書館が実施している「学校連絡便提携」(*8)を活用し、授業に必要な本、児童・生徒からのリクエスト、学級文庫の充実を図ります。また、今後、各学校図書館と市民図書館をコンピュータネットワーク化し、蔵書状況の相互確認や、他館資料の相互貸借を可能にするシステムの導入の検討を進めます。

学校図書館司書の配置体制強化

学校図書館運営に関わる専任スタッフ(学校図書館司書)の配置体制の充実を図り

ます。小学校の学校図書館司書の配置を週4日から週5日に拡充を図る、中学校での配置日数増への検討を始めるなど、児童生徒や教職員への支援体制を整えます。

(5年以内)

また、今後、市民図書館司書を学校図書館司書として派遣する人事交流の可能性について研究を進めます。

教職員の読書活動推進に関する研修の充実

読書活動の価値や読書センター及び学習情報センターとしての学校図書館の役割について学ぶための教職員の研修の場を充実させます。そのために、市民図書館司書の専門性を活用した研修を進めるとともに、平成21年度から司書教諭を対象にした「春日市司書教諭研修会」を新たに実施し、24年度からは一般教職員へも拡大します。

*7)「春日市読書活動推進協議会」…委員は市内小中学校の教頭、司書教諭、学校図書館司書、市民図書館司書の専門委員、教育委員会事務局職員で構成する。定例会をもち、各学校における読書活動推進方策についての資料提供や読書実態データをもとにした協議等を行う。

*8)「学校連絡提携」…学校からの希望図書のリストを市民図書館に送り、市民図書館からは図書の配送及び回収を行う。毎週定期的に市民図書館と学校を結ぶ「学校連絡便」によって、図書の流通を行っている。

4 地域

(1) 読書ボランティア活動・子ども文庫活動の活性化

ボランティアの数を増やす

市民図書館で実施している「おはなしボランティア講座」について、その受講者を増やし、修了者のボランティア活動や子ども文庫活動への参加を促すよう働きかけることが必要です。また、市報や市民図書館広報誌、市webサイトなどでも、各団体の活動を紹介して、PRに努めます。

活動を活発にする

市民図書館を中心に読書ボランティア活動のコーディネートを行い、育成を図りながらボランティア活動を支援します。

資質を向上させる

おはなしボランティア講座の経験者コースの内容を充実して、ボランティア参加者

の資質の向上を図ります。

(2) 各施設での取り組み

児童センター

市内4箇所の児童センターには、それぞれ図書コーナーが設けられており、センターの事業として、定期的に職員等による読み聞かせが行われています。また、おはなしボランティアによるおはなし会が実施されているところもあり、読書環境の整備とともに、このような活動をさらに進めます。

図書コーナーの蔵書の整備や読書相談、読み聞かせなどについて、市民図書館との連携・協力を深めて充実を図り、あわせて、児童センターの職員が、読書の意義やその進めかたを理解し、本の選びかたや読み聞かせのしかたなどの技術を身につけるための講座や研修会に参加できるよう、研修体制の整備に努めます。

また、読書ボランティア団体との協力を深め、読書推進にかかわる事業については積極的にボランティアの協力を得られるようにして、より効果的に事業を展開します。

子育て支援センター

子育て支援センターは、子育てを総合的に支援するための拠点として、乳幼児の親子への遊びの場の提供や、育児相談、健康相談などを行っています。このような相談事業の一環として、現在、読書ボランティアによる子どもの読書相談と、保育士による定期的な読み聞かせを実施しています。今後は、この相談事業をさらに充実させるとともに、子育て支援の講座・講演会の中で、子どもの読書活動についての保護者等の啓発を図ります。

公民館

地域の子ども文庫活動のために、定期的におはなし会の会場を提供するほか、一部の公民館では、オープンスペースにある本棚に絵本や童話を置いて、図書コーナーが設けられています。今後は、読書ボランティアの協力を得て、各自治会の活動として、地域の住民による読み聞かせやわらべうたの会、読書相談などの事業が実施されるよう、また関係機関が実施する子どもの読書推進事業に積極的な支援が行われるよう、各自治会に対して協力を要請します。

いきいきプラザ

健康課では、子どもの心身の健やかな発達を促し、よりよい安定した親子関係を築けるように母子保健に関する事業を実施する中で、絵本に接する機会を提供しています。乳幼児健診事業のうち、4ヶ月児健康診断では、市民図書館との連携によるファーストブック事業を実施しており、会場には、親子で絵本にふれられるように図書コーナーを設けています。また、妊娠や育児について学ぶ「マタニティクラス」でも、子どもと絵本についての講座を開いています。今後は、ファーストブック事業をさら

に発展させるとともに、子どもと本についての講座を充実して、保護者への啓発に努めます。

療育訓練施設くれよんクラブ

くれよんクラブでは、発達に何らかの遅れなどがある乳幼児に対し、専門的な療育指導の一環として、絵本の読み聞かせや布の絵本を使った遊びを実施しています。今後も一人ひとりの子どもの興味や状態にあった絵本などの収集を継続します。また、市民図書館や読書ボランティアと連携して、おはなし会の実施や団体貸出の利用についても計画します。

5 図書館

市民図書館は、本や情報についてのネットワークの中心となる機関であり、子どもの読書活動についても、その推進拠点としての役割を担っています。読書に関する専門的な職員も配置されているため、これからも、子どもたちが日常的に気軽に立ち寄って読書をしたり、何かわからないことがあれば、参考資料を調べることによって疑問を解決したりできるような場所として、施設の整備や運営の一層の充実を図ります。また、子どもと本とのかけがえのない出会いを応援するために、いろいろな機会をとらえて本を紹介するとともに、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。

(1) 児童図書 of 充実

子どもの時代は、本に対する好みや質の感覚が養われる大切な時期であり、読書の習慣もこの時期につくられます。年齢、生活体験、読書体験がそれぞれ異なる子どもたちひとり一人の興味や読書能力に合った本を提供できるよう、また、学校連絡便や団体貸出などを通じて学校や保育所(園)・幼稚園、公民館、児童センターなど関連施設への支援が十分に実施できるよう、消耗した本の買い替えや複本の準備も含めて、これからも蔵書の充実整備に努めます。

(2) 児童カウンターでの読書案内・相談の実施

市民図書館では、児童サービス専用のカウンターを設け、担当職員を配置して子どもたちへの読書案内や相談、しらべものの援助などを行っています。このようなサービスを継続するとともに、子どもたちが、いつでも図書館に来て、自分の求める本に出会えるような環境をつくります。

(3) おはなし会などの事業の充実

市民図書館では、開館当初から絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどのプログラムで、乳児から小学生まで、毎週定例的に年齢別のおはなし会を実施しています。また、夏休みやクリスマス、読書週間などにあわせて、特別のおはなし会も開催しています。おはなし会のほかにも、小学生を対象にした図書館の見学・体験ツアーである「図書館探検隊」や、夏休みの工作教室なども行います。今後もこれらの事業を継続するとともに、内

容のより一層の充実を図ります。

(4) ボランティアの養成と支援

地域や学校で読書ボランティアとして活動する方々を養成する「読書ボランティア養成講座」は、昨年より一般コースと学校コースに分け、より効果的な内容となるよう改善しました。これを継続するとともに、市内の読書ボランティア活動のPRやコーディネートを行い、春日市全域で読書ボランティアが展開されるよう支援します。

(5) 乳幼児むけサービスの充実

春日市では平成13年度から独自の方法でファーストブック事業を実施しています。乳幼児健康診査を受診した保護者に対し、市民図書館司書と読書ボランティアとの共同で、絵本の読み聞かせやわらべうたについての紹介を行い、あわせて図書館で推薦する絵本のリストと図書館の利用案内などを配布しています。今後はこの事業の充実をめざすとともに、乳児むけブックリストの作成や保護者を対象にした講座の開催などについても検討します。

(6) 配慮が必要な子どもへのサービスの充実

体に障がいのある子どもなど、配慮が必要な子どもたちの読書を支援するため、布の絵本や大活字本、録音図書などの図書館資料の充実を図り、利用を促進します。また、市立小・中学校の特別支援学級やくれよんクラブの子どもたちへの団体貸出・おはなし会の実施、図書館の利用案内などを実施します。

(7) 移動図書館での児童サービスの充実

春日市民図書館の移動図書館車“たんぼぼ号”には、司書が乗務して本の相談や案内、絵本のよみかせなどを行なっています。これを継続するとともに、移動図書館で提供する児童図書や子どもへのサービスの充実を図ります。

(8) 中学生・高校生世代へのサービスの充実

市民図書館では、小学校高学年から高校生くらいまでの年齢を対象にしたコーナーを設けて、小説や職業に関する本など、おもに中学生・高校生世代が利用する図書等を集めています。今後はこのコーナーの充実を図るとともに、従来から行っているおすすめの本の展示やコーナー通信の発行などに加え、図書館が、この年齢の子どもたちのコミュニケーションの場となるような参加型の事業を実施して、春日市の子どもたちが生涯にわたって図書館を活用し、読書に親しむことができるよう、さらにはたらきかけていきます。

(9) 学校・学校図書館との連携

市民図書館と学校図書館は、これまで学校連絡便や団体貸出などによる資料の貸借を中心として連携を図ってきました。今後は、市民図書館の司書と司書教諭や学校図書館司書との業務上の連携を強化し、市民図書館と学校図書館のそれぞれの特性を活かした資料・情報提供サービスを実現することが課題です。そのための組織やネットワークの整備についても検討します。

(10) 他機関との連携を生かしたサービスの充実

小・中学校、幼稚園や保育所(園)、児童センターなどとの連携を深め、学習課題や地域の子どもたちのニーズの把握に努めて図書館の蔵書構成や展示の企画に生かします。また、学校や幼稚園等で読み聞かせをしている保護者へのアドバイスなどを行って、子どもの本に関わる大人に対しても、適切な支援が実践できるよう努めます。

(11) 「春日市子ども読書活動推進計画」の進行管理

「春日市子ども読書推進計画」の実施を図るために、担当者を配置し、図書館の児童サービスにあたっては、この計画に基づく具体的施策を反映させていくよう努めます。

6 各施設における取り組み一覧

1 家庭での取り組み

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	家庭へのはたらきかけ				社会教育課（図書館担当） 子育て支援課 こども未来課

2 保育所(園)・幼稚園での取り組み

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	蔵書の整備				子育て支援課 各保育所(園)・幼稚園
2	読書コーナーの整備				
3	保育士・幼稚園教諭の研修体制の整備				
4	読み聞かせの普及、読書ボランティア活動との連携				
5	絵本の貸出しや紹介の充実				

3 学校での取り組み

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	「読書活動推進のための全体計画」の作成				各小・中学校
2	資料情報の活用を位置づけた指導計画の作成				各小・中学校
3	日常における児童生徒の読書活動の工夫				各小・中学校
4	校内読書環境整備				各小・中学校 学校教育課
5	校内の読書活動推進体制の整備				各小・中学校 学校教育課
6	春日市としての学校支援体制の充実				各小・中学校 学校教育課 社会教育課（図書館担当）

4 地域での取り組み

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	読書ボランティア活動・子ども文庫活動の活性化				社会教育課（図書館担当）
2	児童センターでの取り組み（読み聞かせ・おはなし会の実施、研修体制の整備、ボランティア団体との協力）				子育て支援課
3	子育て支援センターでの取り組み（子どもの読書相談の実施、子育て支援講座による啓発）				
4	公民館での取り組み（読み聞かせ等事業の実施・子ども読書推進事業への支援協力要請）				地域づくり課
5	いきいきプラザでの取り組み（ファーストブック事業・子どもと本についての講座の充実）				健康課
6	療育訓練施設くれよんクラブでの取り組み（おはなし会の実施、絵本等の収集の継続・充実）				福祉支援課

5 図書館での取り組み

	内 容	新規	充実	継続	関係所管
1	児童図書の充実				社会教育課（図書館担当）
2	児童カウンターでの読書案内・相談の実施				
3	おはなし会などの事業の充実				
4	ボランティアの養成と支援				
5	乳幼児むけサービスの充実				
6	配慮が必要な子どもへのサービスの充実				
7	移動図書館での児童サービスの充実				
8	中学生・高校生世代へのサービスの充実				
9	学校・学校図書館との連携				
10	他機関との連携を生かしたサービスの充実				
11	「春日市子ども読書活動推進計画」の進行管理				

資料編

(1) 子どもの読書活動推進に関する法律(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）〔抜粋〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確率とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの

参加については、その自主性を尊重すること。

(2) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成14年8月 国会報告)〔抜粋〕

第2章 基本的方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実に努めることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第二次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成20年3月11日 国会報告)
(抜粋)

第2章 第一次基本計画期間における取組・成果と課題

1 第一次基本計画期間における取組・成果

第一次基本計画期間において、以下のような取組が進んだ。

平成18年度末までに、全都道府県において法律第9条第1項に基づく「都道府県子ども読書活動推進計画」(以下、「都道府県推進計画」という。)が定められた(注1)。

公立図書館と連携する学校が大幅に増加した(平成14年度:45.5パーセント,平成18年度:52.5パーセント)(注2)。

平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭が必置となり、12学級以上のほとんどの学校で発令されている(注3)。また、学校においてボランティアとの連携・協力が進み、特に、小学校におけるボランティアとの連携が進んだ(平成14年度:35.2パーセント,平成18年度:69.6パーセント)(注4)。

学校図書館における図書数が一定程度増加する(平成14年度から平成17年度にかけて約1,550万冊増加)(注5)とともに、図書情報のデータベース(注6)化が進んだ(平成14年度:26.9パーセント,平成18年度:41.5パーセント)(注7)。

平成14年度から平成18年度にかけて、「子どもゆめ基金」(注8)により、子どもの読書活動を支援する1,685団体への助成が行われた。

(注1)平成18年度『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果(文部科学省)より

(注2)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注3)平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注4)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注5)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注6)データベース:必要に応じて資料等を検索できるように、コンピューターの磁気テープやディスクに組織的に蓄積したデータの集合のこと。

(注7)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注8)子どもゆめ基金:独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成金を交付する。

第一次基本計画期間における成果としては、以下のようなものが挙げられる。

平成13年度、15年度に行われた教育課程実施状況調査及び平成19年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全く、または、ほとんどしない」(全国学力・学習状況調査においては「全くしない」と答えた割合は、小学生・中学生いずれも減少傾向にある。特に、中学生の減少は著しく、平成13年度から19年度にかけて約17ポイントの減少となった。また、平成14年度、15年度、17年度に高校生を対象に行われた教育課程実施状況調査においても、若干の減少傾向が見られた。

公立図書館では、児童書の貸出冊数が増加する(平成13年度:約12,500万冊,平成16年度:約13,500万冊)とともに、児童の帯出者数も増加した(平成13年度:約

2,160万人、平成16年度：約2,360万人)(注9)。児童室を有する図書館が増加した(平成14年：1,751館、平成17年：1,870館)(注10)。

全校一斉の読書活動を行う学校が増加した(平成14年度：74.3パーセント、平成18年度：84.2パーセント)(注11)。また、読み聞かせや「ブックトーク」(注12)を行う学校も増加した(平成16年度：46.8パーセント、平成18年度：52.2パーセント)(注13)。

(注9)平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注10)平成14年度及び平成17年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注11)平成15年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注12)ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

(注13)平成16年度及び平成18年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

2 第一次基本計画期間における課題

一方、第一次基本計画期間を経て、以下のような課題が見られた。

第一に、子どもたちの読書の取組状況について、依然、学校段階における差が生じている点である。例えば、平成15年度に行われた教育課程実施状況調査によると、平日において読書を「全く、または、ほとんどしない」と答えた割合は、小学生28.3パーセント、中学生47.9パーセント、高校生61.3パーセントと、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあり、今後は、中学生・高校生といった世代の読書活動の推進が課題である。

第二に、読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然として顕著な点である。例えば、平成18年度末までに、法律第9条第2項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」(以下、「市町村推進計画」という。)を策定している市町村は24パーセント、策定に向けた作業を進めている市町村は15パーセント、策定に向けた検討を進めている市町村は34パーセントである一方、いまだ策定に向けた検討に入っていない市町村が28パーセントを占める(注14)など、市町村推進計画の策定状況にばらつきが見られる。また、平成17年現在も、市(区)町村別の公立図書館設置率は、市(区)97.9パーセント、町53.9パーセント、村22.0パーセントと、小規模自治体になるにつれ、図書館の設置が遅れている状況が続いている(注15)。小学校一校当たりの図書購入費(年間)の平均額を都道府県別に比較すると、最低17.8万円から最高67.2万円(平成17年度)と約50万円の開きが見られ(注16)、地域間の差が歴然としている。

第三に、学校図書館資料(注17)の整備が不十分な点である。学校図書館資料については、第一次基本計画策定時から改善傾向にあるものの、平成17年度末における学校図書館図書標準(注18)の達成状況は、小学校で40.1パーセント、中学校で34.9パーセントにとどまっている(注19)。

第四に、子どもたちの読解力の低下である。平成16年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」により、我が国の子どもたちの読解力が低下傾向にあることが示された。平成19年に公表された同調査からも、引き続き読解力の向上が課題であることが明らかになった。読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向にあることから、読解力の

向上のため、新聞や科学雑誌なども含めた、幅広い読み物に親しむことの必要性が指摘されている。また、「読む力」は「書く力」や「考える力」にも関連しており、読書後に自分の思いや考えを話したり書いたりする取組ともあわせた活動の重要性も指摘されているところである。

(注 14) 平成 18 年度『『都道府県子ども読書活動推進計画』及び『市町村子ども読書活動推進計画』の策定状況に関する調査結果』(文部科学省)より

(注 15) 平成 14 年度及び平成 17 年度「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

(注 16) 平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査結果」(文部科学省)より

(注 17) 学校図書館資料：学校図書館法第 2 条に規定する「図書館資料」をさす。以下、同じ。

(注 18) 学校図書館図書標準：平成 5 年に設定された学校図書館図書整備の目標。

(注 19) 平成 18 年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)より

第 3 章 基本的方針

第 2 章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本的方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第 2 条や文字・活字文化振興法第 1 条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要である。このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りを努めることが肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

(3) 福岡県子ども読書推進計画(平成16年2月 福岡県教育委員会)〔抜粋〕

基本的な考え方

1 基本目標

(1) 読書の意義

福岡県は、「将来の夢や目標を持ち、それに向かって努力する人間性豊かな青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」を推進しています。

平成13年の「青少年アンビシャス運動100人委員会」(会長：江崎玲於奈芝浦工業大学学長)中間報告において、運動展開の3つの原則と「子どもがアンビシャスになるための12の提案」が掲げられました。

その提案の一つが、「読書をしよう」というものです。提案では、「自分の意見をしっかり持ちつつ、他人とのコミュニケーションをするためには、日ごろからしっかりした考え方や順序よく話すことが必要です。そうした能力を養うのは読書です。読書により知識を得、考えを深めることができます。読書は他人を思いやる心や自己の内面を見つめ直すまたとない機会です。」としています。

この「福岡県子ども読書推進計画」において、読書活動とは、読書という本を読む行為と、読書に関する様々な活動とを併せたものをいいます。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

平成15年度の第49回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、1カ月の平均読書量は、小学生が8.0冊、中学生が2.8冊、高校生が1.3冊と、年齢とともに本を読まなくなっています。また、1カ月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生9.3%、中学生31.9%、高校生58.7%で、依然として子どもの読書離れが深刻な状況であることがうかがえます。

福岡県では、平成12年の「子ども読書年」を契機として、子どもの読書活動を推進するために、10分間読書運動の実践、本の読み聞かせなどによる子どもの読書活動の推進、読書ボランティアの育成とその活用促進などの施策を積極的に推進してきたところです。「朝の10分間読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、さらにその取組の輪が広がっています。また、県内において、乳児と保護者がともに絵本に親しむことができる機会を提供するブックスタート運動に取り組む市町村も増えています。

子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

（2）計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境の整備を推進します。

子ども（おおむね18歳以下を指します。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どもの絆が強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、読書を習慣付ける取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、読書推進ボランティア団体・グループなどが、それぞれ子どもの読

書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画第2次実施計画」(平成14年度)の中には子どもの読書活動の推進が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」があげられます。

まずは、「家庭」、「地域」、「学校」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、完全学校週5日制に伴う休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、国語などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

(2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要で

す。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図る上から、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

(3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

また、書店商業組合(1)を通じた各書店との連携・協力によって、さらなる子どもの読書推進を図ることが期待できます。

4 計画期間

「福岡県子ども読書推進計画」の期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とします。

1 書店商業組合

県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している、法のもとに経済産業省からの認可を受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるため様々な社会活動を行っている。

(4) 春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会設置要綱(平成20年10月28日 教育委員会告示第12号)

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、春日市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)の案を作成するため、春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、以下に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画に係る調査研究に関すること。

- (2) 計画の案の検討に関すること。
- (3) その他計画の案の作成に関すること。

(委員)

第 3 条 連絡会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が選出し、依頼する。

- (1) 学校教育部教務課職員
- (2) 学校教育部学校教育課職員
- (3) 学校教育部社会教育課職員
- (4) 健康福祉部こども未来課職員
- (5) 健康福祉部子育て支援課職員
- (6) 健康福祉部福祉支援課職員
- (7) 地域生活部地域づくり課職員
- (8) 春日市立小学校司書教諭
- (9) 春日市立中学校司書教諭
- (10) 春日市立小学校学校司書
- (11) 春日市立中学校学校司書
- (12) 春日市幼稚園教諭
- (13) 春日市立保育所保育士
- (14) 子ども文庫・読書サークル連絡会会員
- (15) 学校読書ボランティアに携わる者

2 委員は、市の非常勤特別職員としての身分を有しないものとする。

(依頼期間)

第 4 条 委員の依頼期間は、2 年以内とする。ただし、依頼期間中であっても、教育委員会は依頼を解くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 連絡会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 連絡会の庶務は、社会教育部図書館において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

〔5〕 春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職
学校教育部教務課職員	東 和男	会長 教育委員会指導主幹 福岡教育大学大学院教授
	太郎良光男	教育委員会指導主幹
学校教育部学校教育課職員	高瀬光弘	学校教育課
学校教育部社会教育課職員	中野又善	副会長 社会教育課
健康福祉部こども未来課職員	三重野通和	こども未来課
健康福祉部子育て支援課職員	古閑きみ子	子育て支援課
	春日 昇	子育て支援課
健康福祉部福祉支援課職員	末次明美	福祉支援課
地域生活部地域づくり課職員	主藤 力	地域づくり課
	杉浦かおり	地域づくり課
春日市立小学校司書教諭	齋藤嘉美	春日西小学校
春日市立中学校司書教諭	木下佳子	春日東中学校
春日市立小学校学校図書館司書	米田留美	春日小学校学校
春日市立中学校学校図書館司書	大澤由美子	春日南中学校学校
春日市幼稚園教諭	黒永佳子	森の木幼稚園
春日市立保育所保育士	城戸敦子	春日原保育所
子ども文庫・読書サークル連絡会会員	前園敦子	子ども文庫・読書サークル連絡会
学校読書ボランティアに携わる者	徳永明子	学校読書ボランティア

〔6〕春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会開催経過

期 日		事 項
平成20年	10月 7日	春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会設置
	10月29日	第1回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
平成21年	12月26日	第2回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	2月 - 7月	「春日市子どもの読書に関するアンケート」(対象:5歳、3歳、0歳)実施
	2月13日	子ども読書活動推進計画作成連絡会分科会(学校グループ)開催
	2月27日	第3回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	3月18日	子ども読書活動推進計画作成連絡会分科会(地域グループ)開催
	4月24日	第4回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	5月29日	第5回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	6月19日	計画素案作成
	7月 3日	第6回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	8月 1日 - 25日	パブリック・コメント募集
	8月 7日	第7回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	8月28日	第8回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催
	9月18日	第9回子ども読書活動推進計画作成連絡会開催 春日市長に対し計画内容についての提言書を提出
	10月 1日	「春日市子ども読書活動推進計画」発効

春日市子ども読書活動推進計画

発行：平成21年10月

春日市社会教育部社会教育課（図書館担当）

〒816-0831

春日市大谷6丁目24番地

TEL 092-584-4646

FAX 092-584-3900